

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙第3</p> <p>防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項</p> <p>(乙の一般義務)</p> <p>第1条 乙(契約業者)は、<u>主たる契約条項に基づき乙が取り扱う秘密</u>(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。)の保護に関し、この特約条項及び防衛事業適合事業者契約(防衛事業適合事業者制度等に関する訓令(令和7年防衛装備庁訓令第19号)第13条第3項に定める契約をいう。以下同じ。)に定めるところにより、万全を期さなければならない。</p> <p>2 乙は、その従業者、下請負を行う場合においては下請負事業者の従業者又は乙が防衛事業適合事業者契約に規定する<u>秘密保全施設等への立入りを認めた者(防衛省の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。)</u>の故意又は過失によりこの契約の履行のために取り扱う秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。</p> <p>(違約金の請求)</p> <p>第3条 <u>甲(秘密の管理職員)</u>は、付紙「秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の規定に基づき違約金を請求することができる。</p> <p>(下請負の禁止)</p> <p>第4条 乙は、秘密の取扱いに係る業務(</p>	<p style="text-align: right;">別紙第3</p> <p>防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項</p> <p>(乙の一般義務)</p> <p>第1条 乙(契約業者)は、<u>主たる契約条項に基づく秘密</u>(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。)の保護に関し、この特約条項及び防衛事業適合事業者契約(防衛事業適合事業者制度等に関する訓令(令和7年防衛装備庁訓令第19号)第13条第3項に定める契約をいう。以下同じ。)に定めるところにより、万全を期さなければならない。</p> <p>2 乙は、その従業者、下請負を行う場合においては下請負事業者の従業者又は乙が防衛事業適合事業者契約に規定する<u>秘密取扱施設等への立入りを認めた者(甲の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。)</u>の故意又は過失によりこの契約の履行のために取り扱う秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。</p> <p>(違約金の請求)</p> <p>第3条 <u>甲</u>は、付紙「秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の規定に基づき違約金を請求することができる。</p> <p>(下請負の禁止)</p> <p>第4条 乙は、秘密の取扱いに係る業務(</p>

物件の輸送、施設の警備その他役務であって、秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。)を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる秘密を特定する事項、特定資料等(秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件をいう。以下同じ。)の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負事業者は、防衛事業適合事業者契約又は保全契約(装備品等秘密の保全に関する特約条項(装備品等秘密の指定等に関する訓令(令和6年防衛省訓令第10号)別記第2号様式の特約条項をいう。))、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について(装装制第54号。27.10.1)別紙の付紙第2の特約条項をいう。))又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号)別記第6号様式の特約条項をいう。))をいう。以下同じ。)を締結した者であって、当該防衛事業適合事業者契約又は保全契約に基づき、特定資料等を保有することができ、又は交付を受けることができるもの(以下「秘密取扱事業者」という。))でなければならない。

3 [略]
[項を削る。]

物件の輸送、施設の警備その他役務であって、秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。)を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる秘密を特定する事項、特定資料等(秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件(第4項において「特定資料」という。))又は秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件をいう。以下同じ。)の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負事業者は、防衛事業適合事業者又は秘密の保護に関する規定を含む契約(装備品等秘密の保全に関する特約条項(装備品等秘密の指定等に関する訓令(令和6年防衛省訓令第10号)別記第2号様式の特約条項をいう。))、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について(装装制第54号。27.10.1)別紙の付紙第2の特約条項をいう。))又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号)別記第6号様式の特約条項をいう。))をいう。以下「保全契約」という。)を締結した者であって、当該防衛事業適合事業者契約又は保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者(以下「秘密取扱事業者」という。))でなければならない。

3 [同左]

4 前3項の規定は、乙が部外の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。

4 乙は、下請負事業者と下請負の契約を締結し、又は締結した下請負の契約の内容を変更した場合には、当該下請負事業者に対し、当該下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りでない。

付紙

秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）であって、防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項（防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「防衛事業適合事業者訓令」という。）第13条第4項に規定する契約条項をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

5 乙は、下請負事業者と下請負の契約を締結し、又は締結した契約の内容を変更した場合には、当該下請負事業者に対し、下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りでない。

付紙

秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する「装備品等秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密」という。）であって、装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛装備庁訓令第10号）第8条1項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定をいう。）、特定秘密の保護に関する特約条項（特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第37条第1項に規定する特約条項をいう。）若しくは防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第37条第1項に規定する特約条項をいう。）又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第27条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）若しくは防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓

(1)～(5) [略]
2～4 [略]

第3条 乙が本違約金条項が付されている

契約の履行のために下請負事業者に下請負を行った場合の違約金の請求要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該下請負事業者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときは、甲は、乙と当該下請負事業者の間で締結された下請負契約の額を基礎として、前2条の規定に準じて算定した額の違約金を乙に請求することができる。
- (2) 前号の場合において、乙は、本違約金条項が付されている契約の当事者として、甲に対する違約金の支払義務を負う。
- (3) 前号の規定は、乙が同号の規定に従って甲に対する違約金を支払った場合において、乙が当該違約金相当額の全部又は一部を当該下請負事業者に求償することを妨げるものではない。
- (4) 乙が前号の規定により当該下請負事業者に対して求償する場合には、乙が当該下請負事業者を選定し、監督する立場にあることを踏まえ、乙と当該下請負事業者間において、漏えいの態様、過失の程度、経営への影響等を総合的に勘案し、合理的な範囲内の負担割合について、双方誠実に協議して定

令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第26条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1)～(5) [同左]
2～4 [同左]

[条を加える。]

<p>めるものとする。この場合において、乙は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等の関係法規を遵守し、不当に当該下請負事業者の利益を害してはならない。</p> <p>(5) 前各号の規定にかかわらず、甲、乙及び当該下請負事業者の間で締結された既存の特約条項に基づく三者間契約による違約金条項が適用される場合は、当該三者間契約による要領を優先するものとする。</p> <p><u>第4条</u> [略]</p>	<p><u>第3条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

写送付先：北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長、中国四国防衛局玉野防衛事務所長